

高等学校等就学支援金の受給申請について

平成22年4月から、「高等学校等就学支援金」制度が創設され、私立高等学校等に通う生徒本人へ、一定の収入額未満のご家庭に授業料の支援として「就学支援金」が支給されます。

学校では国の業務を請け負い、申請から交付までの事務業務を行います。以下の説明をよくお読みいただき、必要書類をご準備の上、期日までにご提出願います。

提出忘れ等で期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんのでご注意ください。

◆制度概要

国公立を問わず、高等学校の授業料(*1)の支援として、課税証明書に記載されている保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額』の父母の合算額が0円～154,500円未満の世帯に月額33,000円、154,500円～304,200円未満の世帯に月額9,900円が支給されます。

(*1 演習料、後援会費や生徒会費、教科書代、修学旅行費など授業料・教育充実費以外の諸費は対象になりません)

◆年間支給額 表

課税標準額×6%- 市町村民税調整控除額	およその年収 (*2)	月額支給額	年間支給額 (12ヶ月分)
非課税・生活保護 0円～154,500円未満	約590万円未満	33,000円	396,000円
154,500円～ 304,200円未満	約910万円未満	9,900円	118,800円
304,200円以上	約910万円以上	支給なし	支給なし

(*2 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています)

A. 令和4年4月～令和4年6月の支給額について…令和3年度の課税証明書等で認定されます
B. 令和4年7月～令和5年6月の支給額について…令和4年度の課税証明書等で認定されます
※今回は、「A. 令和4年4月～令和4年6月」の申請です
※就学支援金の受給申請は毎年度行います
※所得の増減により、AとBの支給額が異なることがあります

◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。(月単位の認定となる為、毎月1日に在籍していること)
- ・**「保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の父母の合算が304,200円未満**の世帯であること。

◆就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から大阪府を經由して受取り、授業料に充当します。生徒本人が直接受取るものではありません。本校では第1,2,3学期の授業料と相殺支給し、相殺しきれなかった支援金は授業料等の振替口座へ還付いたします。

《ご注意》

ご家庭の事情(離婚・再婚等)などにより、世帯所得額が増減した場合、発生月の翌月より支給額が変更になる場合がありますので、速やかに事務局までご連絡・ご相談願います。
また、学期の途中で転学・退学した場合は、当該月の翌月以降の就学支援金を返金していただく場合もあります。

◆提出書類

《 就学支援金の対象となる世帯 》 イ・ロ・ハ(*4)を提出
上述の支給要件を満たせば就学支援金を受けることができます。

	提出書類	発行	備考
イ	受給資格認定申請書受給資格認定申請書(様式第1号(その②))		
ロ	令和3年度『課税証明書』 又は『非課税証明書』 『生活保護受給証明書』(*3)	課税証明書・非課税証明書は市区町村の 税務担当課で発行 (*3)1月1日現在の受給が確認できるもの	コピー 不可 (原本)
ハ	高等学校就学支援金等に係る 『課税証明書(補足)』(*4)	市区町村の税務担当課で発行 (*4)課税証明書に【市町村民税調整控除額】 の記載がない場合に必要	コピー 不可 (原本)

※ロについては、納税通知書及び特別徴収税額の決定通知書は不可

《 就学支援金の対象とならない世帯 》 イのみ提出

保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額』の父母の合算額が
304,200円以上の場合、就学支援金を受けることができません。

	提出書類		備考
イ	受給資格認定申請書受給資格認定申請書(様式第1号(その②))	就学支援金の受給資格の認定を申請しません」と、「申請しない場合の理由」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、生徒名、学年・組・番号を記入	ロ・ハ 不要

※ 提出期日：4月15日(金) ※期日厳守

(全員提出)

配付時の封筒に提出書類を入れ、担任に提出してください

【お問合わせ先】 四天王寺東高等学校

事務局 総務課 庶務係 電話：072-937-2855

◆注意事項

【全般について】

- ①今回の申請で、4～6月の3ヶ月分が認定されます。
- ②離婚・再婚等で保護者変更等の理由が生じた場合は、支給額が変更となることがありますので、早急に事務局までご連絡ください。
- ③訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ④就学支援金とは別に、大阪府・兵庫県等において授業料を軽減する補助金がありますが、受給対象にも係わらず就学支援金を申請しなかった場合、補助金は辞退したものと見なされ、受給出来なくなりますのでご注意ください。
- ⑤個人情報の取扱いについては『入学後の手引き』P. 26, 27に記載の通りです。

【課税証明書・課税証明書(補足)について】

※制度改定等により、国のシステムに不具合が多数見受けられるため、本校ではマイナンバーを利用した申請方法を適用しておりません。課税証明書及び課税証明書(補足)で判定しています。

⑥必ず父母お二人の課税証明書等を添付してください。

但し、配偶者が控除対象者で収入が年間100万円以下の場合や一人親世帯の場合等を除きます。

⑦「課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の父母合算額が認定基準となります。

⑧課税証明書等が手元がない場合は、市区町村の税務担当課で発行してもらってください。

発行の際は、扶養親族数等を省略されないよう「全部事項証明書」と伝えてください。

⑨課税証明書に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合は、課税証明書(補足)を市役所にて記入してもらってください。(課税証明書1通につき1枚必要)

【申請書(様式第1号(その2))の記入について】

- ⑩配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間100万円以下の場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入状況について】(2)②の理由欄“ア”にチェックを入れてください。
- ⑪ひとり親世帯で寡婦(夫)控除されている場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②の理由欄“ウ”にチェックを入れてください。なお、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、事象の発生年月日及び理由を記入してください。
※寡婦(夫)…夫(妻)と死別または、離別し再婚していない女(男)性
- ⑫P. 4の記入例を参考にチェックや署名等の記入漏れに充分ご注意ください。

◆年間の流れについて(予定)

※各府県の補助金申請、奨学のための給付金やその他の通知等は随時ご案内致します。

4月15日	必要書類を担任へ提出後、事務局にて確認。後日、対象者には認定通知を発行
5月31日	1学期 授業料口座振替日 (1学期分 就学支援金を相殺支給)
7月頃	7月～翌年度6月までの就学支援金及び支援(軽減)補助金等の申請 (令和4年度 課税証明書等が必要)
10月12日	2学期 授業料口座振替日 (2学期分 就学支援金、補助金を相殺支給)
12月中旬	1,2学期で相殺しきれなかった就学支援金・補助金を指定口座へ還付
1月31日	3学期 授業料口座振替日 (3学期分 就学支援金、補助金を相殺支給)

◆提出書類【ロ】《課税証明書》について

「課税標準額×6%－市町村民税調整控除額」の計算は下図を参考にしてください。

《 課税証明書 》

令和3年度

令和3年度市民税・府民税証明書
(令和2年中の所得証明書)

必ず原本を提出

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号			
	平成31年1月1日現在住所所在地	同上			
	氏名	大阪 太郎			
市民税 府民税額(円)		課税標準額(計)		¥2,171,000	
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額	
市民税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100	
所給給合	★市町村民税調整控除額				
	※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算 ※各市町村によって記載されていない場合がありますので、 記載のない場合は補足資料の提出が必要となります。				
所得控除	【ハ】				
	医療保険料	¥22,000	配偶者・扶養	¥660,000	
	社会保険料	0	配偶	0	
	小規模共済等掛金	0	勤労学生	0	
税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区	分	
調整控除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除	0	
配当控除	0	0	外国税額控除等	0	
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	0	
控除対象配偶者有控配	扶養親族	特定	老人(同居)	16歳未満	その他
	0人	0人(0人)	1人	1人	合計 配偶者除く 2人
特別障害者	本人該当	特別障害がい	その他障がい	特別寡婦	寡夫
	0人	0人	0人	0人	合計 本人除く 0人
事業専従者					
区分	**				
専従者数	0人				
給与額等	0円				
備考)					
配偶者控除 有無の確認場所					
税額控除 ※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。					
均等割額	税額	年税額			
--	--	--			

☆課税標準額

★市町村民税調整控除額

※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算

※各市町村によって記載されていない場合がありますので、
記載のない場合は補足資料の提出が必要となります。

寡婦(夫)控除
有無の確認場所

配偶者控除
有無の確認場所

【計算】

☆課税標準額×6%－★市町村民税調整控除額

$2,171,000 \times 6\% - 2,000 \times 3/4^* = 128,760$ 円 (100円未満の端数は切り捨て)

保護者の所得判定額は 128,700円

※政令指定都市(大阪市)の課税証明書のため、★市町村民税調整控除額×3/4で計算

◆提出書類【ハ】《課税証明書(補足)》について

(ロ) 課税証明書に『市町村民税調整控除額』が記載されていない場合、市役所にて記入、押印してもらい、提出してください。

※課税証明書1通につき、1枚必要です。(2枚必要な場合はコピーしてください)

様
(氏名)

市役所窓口にて課税証明書の発行を依頼する際、この用紙を提出してください。
記入不要の場合はそのまま返却されます。

高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記のとおりです。

年度(_____
年分)の所得等

・課税所得額(課税標準額)【特定個人情報項目コードTK00000200000810】

円

※市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して下さい。

※課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。

※公印が押されているか確認してください

(税額控除 内訳)

・調整控除の額【特定個人情報項目コードTK00000200001020(市町村民税_調整控除額)】

円

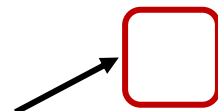
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印



※公印が押されているか確認してください